

★ 広島県犯罪被害者等支援条例（条例第一号）（県民活動課）

一 制定の理由

犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができる社会の実現に向け、犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 基本理念

- (一) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。
- (二) 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。
- (三) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。
- (四) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に關係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

2 県の責務

- (一) 県は、基本理念のっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (二) 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

3 県民の役割

県民は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

4 事業者の役割

事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

5 民間支援団体の役割

民間支援団体は、基本理念のっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用して、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるものとする。

6 推進体制の整備

県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に關係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

- 7 取組方針の策定
県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する取組方針を定めるものとする。
- 8 財政上の措置
県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 9 相談、情報の提供等
県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。
- 10 損害賠償の請求についての援助等
県は、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講じるものとする。
- 11 経済的負担の軽減
県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。
- 12 心身に受けた影響からの回復
県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じるものとする。
- 13 安全の確保
県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。
- 14 居住の安定
県は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じるものとする。
- 15 雇用の安定
県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講じるものとする。
- 16 刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等
県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるとするようするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。
- 17 保護、捜査等の過程における配慮等

県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人權に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講じるものとする。

18 県民等の理解促進

県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害が生じることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じるものとする。

19 人材の育成

県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

20 民間支援団体に対する支援

県は、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じるものとする。

21 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援

県は、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、被害を認識するための啓発活動、被害について相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じるものとする。

22 重大事案における支援

県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、県、市町、民間支援団体その他関係機関による支援体制の整備その他の必要な施策を講じるものとする。

三 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（条例第二号）（商工労働総務課）

一 制定の理由

新たに広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）に関する事務を知事に管理及び執行させることを目的として、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めた。

二 条例の内容

1 土地造成事業の設置

県に、広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）を設置する。

2 法の適用

地方公営企業法（以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令第一条第二項の規定により、土地造成事業に法の規定の全部を適用する。

3 経営の基本

（一）土地造成事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

（二）土地造成事業においては、次に掲げる事業を行う。

（1）工場、住宅、流通業務施設及び公共施設の用地として土地を造成し、供給する事業

（2）前号に規定する事業に関連する施設の整備事業

（3）前二号に掲げる事業に係る土地等の資産を有効に活用する事業で土地造成事業の管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）が別に定めるもの

4 管理者

法第七条ただし書の規定に基づき、土地造成事業に管理者を置かないものとする。

5 事務処理のための組織

法第十四条の規定に基づき、知事の権限に属する事務を処理させるため、商工労働局を置く。

6 その他の組織

前条に定めるもののほか、知事は、公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

7 重要な資産の取得及び処分

法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない土地造成事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件

二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

8 議会の同意を要する賠償責任の免除

法第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の二第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

9 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

土地造成事業の業務に関し法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

三 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（条例第三号）（河川課）

一 制定の理由

一級河川江の川の上流部及び二級河川本川が特定都市河川浸水被害対策法に定める特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されることに伴い、指定流域内で雨水貯留浸透施設の設置を伴う一定規模以上の開発行為等が行われる際などに必要となる標識について必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 趣旨

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法第三十八条第三項、第四十五条第一項及び第五十四条第一項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し、必要な事項を定める。

2 雨水貯留浸透施設の標識の設置

(一) 雨水貯留浸透施設の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあつては規模）及び構造の概要
- (4) 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨

(5) 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先

(6) 標識の設置者及びその連絡先

(二) (一)の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

3 保全調整池の標識の設置

(一) 保全調整池の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

(二) (一)の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

4 貯留機能保全区域の標識の設置

(一) 貯留機能保全区域の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置

(3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先

(4) 標識の設置者及びその連絡先

(二) (一)の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

5 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

三 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第四号）（危機管理課）

一 改正の要旨

多様な視点に立った防災の取組を推進することを目的とし、広島県防災会議の委員等の定数を増員するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第五号）（総務課）

一 改正の要旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、引用する法律等を整理した。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 職員の服務の宣誓に関する条例及び広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）（人事課）

一 改正の要旨

職員の服務の宣誓に関する政令の一部が改正されたことを踏まえ、職員等の服務の宣誓の実施方法について、次のとおり関係条例の規定を整備した。

| 条 例 名 | 改 正 の 内 容 |
|---|---|
| 職員の服務の宣誓に関する条例 広島県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例 | 職員の服務の宣誓の実施方法について、対面による署名を不要とするなど必要な規定の整備 広島県公安委員会の委員の服務の宣誓の実施方法について、対面による署名を不要とするなど必要な規定の整備 |

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第七号）（行政経営管理課）

一 改正の理由

新型コロナウイルス感染症対策、新たに土地造成事業に関する事務を知事に管理及び執行させること、児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症対策等のため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正した。

| 区 分 | 改正後 | 改正前 | 改正による増減 |
|------------|--------|--------|---------|
| 知事の事務部局の職員 | 四、三六六人 | 四、三二六人 | 四〇人 |

2 広島県企業職員等定数条例の一部改正

新たに土地造成事業に関する事務を知事に管理及び執行させることに伴い、定数の配分を次のとおり改正した。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 広島県土地造成事業の職員 一一人 広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業及び広島県流域下水道事業の職員 一三四人 | 広島県工業用水道事業、広島県水道用水供給事業、広島県土地造成事業及び広島県流域下水道事業の職員 一四五人 |

3 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

| 区 分 | 改正後 | 改正前 | 改正による増減 |
|--------------|--------|--------|---------|
| 県立高等学校等教職員 | 五、〇六五人 | 五、〇八三人 | △一八人 |
| 市町立学校県費負担教職員 | 九、四六七人 | 九、三五〇人 | 一一七人 |

三 施行期日

令和四年四月一日

★ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）（デジタル基盤整備課）

一 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により条例で定めることとされた個人番号の利用に係る県独自の事務について、県民の利便性の向上に資する事務を追加するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

県独自の事務として、次の表の上欄に掲げる執行機関が行う同表下欄に掲げる事務を追加した。

| 執行機関 | 事務 |
|-------|---|
| 教育委員会 | 広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）による入学準備金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの |
| 教育委員会 | 高等学校等の教育活動における情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークの利用に係る給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの |

三 施行期日

令和四年三月二十二日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第九号）（財政課）

一 改正の要旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う行政書士試験の手数料の改正など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

| 条 | 例 | 手数料等の改正内容 |
|----------|---|---|
| 広島県手数料条例 | | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う行政書士試験手数料の改正 高地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う圧ガス製造保安責任者試験手数料等の改正 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う宅地建物取引士資格試験手数料の改正 租税特別措置法の改正に伴う引用条項の整理 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料等の改正 技能検定の実技手数料に係る減額対象者の改正 社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う規定の整理 介護支援専門員実務研修手数等の改正 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定に伴う畜舎建築利用計画の認定に係る申請手数料の新設 道路法の改正に伴う自動運行補助施設等に係る道路占用料の新設 広島県港湾施設管理条例 広島県都市公園条例 広島県工業用水道条例 県立病院使用料及び手数料条例 広島県警察関係手数料条例 |
| | | 道路交通法の改正に伴う講習関係手数料の新設等 |

二 施行期日

- (一) 広島県港湾施設管理条例の改正のうち福山港国際コンテナターミナルの使用料金の軽減措置の延長 令和四年三月二十二日
- (二) (一)、(三)及び(四)以外の改正等 令和四年四月一日
- (三) 広島県港湾施設管理条例の改正のうち(一)を除く改正 令和四年五月一日
- (四) 広島県警察関係手数料条例のうち道路交通法に関する手数料の新設等 令和四年五月十三日

★ ひろしまの森づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第十号）（税務課）

一 改正の要旨

森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源を引き続き確保することを目的として、県民税の均等割の税率を引き上げる特例措置の適用期間を五年間延長するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（市町行財政課）

- 一 改正の理由
 - 知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容

1 市町が処理する事務から削除したもの

| 事 務 | 対 象 市 町 |
|--|---------------------------------------|
| 租税特別措置法に基づく事務のうち、連結納税制度に係る優良宅地の造成認定等 | 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市及び廿日市市 |
| ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づく事務のうち、大規模建築物等の新築の届出の受付等 | 竹原市 |

2 市町を経由することにより処理する事務から削除したもの

| 事 務 | 対 象 市 町 |
|--------------------------------------|---|
| 租税特別措置法に基づく事務のうち、連結納税制度に係る優良宅地の造成認定等 | 竹原市、府中市、庄原市、大竹市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町 |

三 施行期日

- 1 二一（租税特別措置法に関するものに限る。）及び二二の改正 令和四年四月一日
- 2 二一（ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に関するものに限る。）の改正 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日

★ 住民基本台帳法施行条例等の一部を改正する条例（条例第十二号）（市町行財政課）

一 改正の理由

県民サービスの向上と行政の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用する事務を追加するとともに、今後利用が見込めない事務を削除するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 知事が本人確認情報を利用する事務の追加

- (一) 不妊検査費等の助成申請に関する事務
- (二) 不育症検査費の助成申請に関する事務

2 教育委員会が本人確認情報を利用する事務の追加

高等学校等奨学金のうち入学準備金に係る債権管理に関する事務

3 知事が本人確認情報を利用する事務の削除

- (一) 肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録等に関する事務
- (二) 未熟児養育医療費負担金の徴収に関する事務
- (三) 県が発行する雑誌の購読料の徴収に関する事務
- (四) 地域がん登録事業に関する事務

三 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県縮景園設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（文化芸術課）

一 改正の理由

民法の一部が改正され、成年となる年齢が引き下げられることを踏まえ、入園料の減免の対象となる小学校の児童、中学校又は高等学校の生徒等の引率者に係る年齢を見直すなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（県民活動課）

一 改正の要旨

民法の一部が改正され、成年となる年齢及び婚姻の開始年齢を統一する措置が講じられたことを踏まえ、次のとおり、必要な改正を行った。

- 1 民法の一部改正を踏まえた青少年の定義の整理
- 2 その他必要な規定の整理

二 施行期日

- 1 2 以外の改正 令和四年三月二十二日
- 2 一 1 の改正 令和四年四月一日

★ 広島県自然海浜保全条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（自然環境課）

一 改正の要旨

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部が改正されたことを踏まえ、自然海浜保全地区の指定対象を拡充するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律附則第一項本文に規定する政令で定める日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、乳児院等の長の任用要件を見直すなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県国民健康保険財政安定化基金条例等の一部を改正する条例（条例第十七号）（国民健康保険課）

一 改正の要旨

国民健康保険法の一部が改正され、国民健康保険の安定的な財政運営の確保のために必要があると認められる場合に国民健康保険財政安定化基金を取り崩し、国民健康保険に関する特別会計に繰り入れることができることとなったことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（条例第十八号）
（地域共生社会推進課）

一 改正の要旨

高齢者数及び世帯数等の増加による業務量の増大などを踏まえ、要望のあった尾道市、東広島市、府中町について民生委員の定数を次のとおり改正した。

| 市町名 | 改正後 | 改正前 | 改正による増員 |
|------|------|------|---------|
| 尾道市 | 三七四人 | 三七二人 | 二人 |
| 東広島市 | 三三二人 | 三一七人 | 五人 |
| 府中町 | 一一〇人 | 一〇九人 | 一人 |

二 施行期日

令和四年十二月一日

★ 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第十九号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の一部が改正され、指定障害者支援施設等の特例期間が延長されたことを踏まえ、必要な改正などを行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県農林水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例（条例第二十号）（水産課）

一 改正の要旨

- 1 沿岸漁業改善資金助成法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。
- 2 林業・木材産業改善資金助成法第三条第一項及び第二項に規定する事業が終了することに伴い、関係規定の整理を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（条例第二十一号）（商工労働総務課）

一 制定の理由

新たに広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）に関する事務を知事に管理及び執行させることを目的として、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めた。

二 条例の内容

1 土地造成事業の設置

県に、広島県土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）を設置する。

2 法の適用

地方公営企業法（以下「法」という。）第二条第三項及び地方公営企業法施行令第一条第二項の規定により、土地造成事業に法の規定の全部を適用する。

3 経営の基本

（一）土地造成事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとする。

（二）土地造成事業においては、次に掲げる事業を行う。

（1）工場、住宅、流通業務施設及び公共施設の用地として土地を造成し、供給する事業

（2）前号に規定する事業に関連する施設の整備事業

（3）前二号に掲げる事業に係る土地等の資産を有効に活用する事業で土地造成事業の管理者の権限を行う知事（以下「知事」という。）が別に定めるもの

4 管理者

法第七条ただし書の規定に基づき、土地造成事業に管理者を置かないものとする。

5 事務処理のための組織

法第十四条の規定に基づき、知事の権限に属する事務を処理させるため、商工労働局を置く。

6 その他の組織

前条に定めるもののほか、知事は、公募型プロポーザル方式（契約の内容が専門的な知識又は技術が要求されるものについて、提案の内容に基づき公募により地方自治法施行令第六十七条の二第一項第二号の規定による随意契約の相手方を選定する方式をいう。）による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する組織を置くことができる。

7 重要な資産の取得及び処分

法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない土地造成事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件

二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

8 議会の同意を要する賠償責任の免除

法第三十四条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の二第八項の規定により土地造成事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならぬ場合は、当該賠償責任に係る賠償額が百万円以上である場合とする。

9 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

土地造成事業の業務に関し法第四十条第二項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が七千万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が百万円以上のものとする。

三 施行期日

令和四年四月一日

★ 広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）（教育委員会）

一 改正の要旨

高等学校等奨学金における申請者の利便性の向上及び行政運営の効率化に資することを目的として、学校の長を経由する申請手続に関する事務を見直すなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月一日

★ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
(条例第二十三号) (警察本部)

一 改正の要旨

近年のスマートフォンその他の撮影機器の高性能化及び小型化に伴い、盗撮行為が悪質・巧妙化している現状を踏まえ、盗撮行為を禁止する場所を拡大するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年六月一日

★ 広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）

一 改正の要旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用する法律等を整理した。

二 施行期日

令和四年四月一日